

「世田谷区子ども・子育て会議」公募委員募集要領

1. 趣旨

世田谷区では、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として世田谷区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置しています。

会議では、区民の立場から子ども・子育て支援にかかる審議に関わっていただくため、区民の皆様の中から委員を募集します。

2. 募集人員

若干名

3. 応募資格

次の要件のいずれにも該当している方とします。

- (1) 令和5年4月1日現在、世田谷区に住民登録がある。
- (2) 令和5年4月1日現在、小学生以下の子どもを育てている。
- (3) 年数回程度開催する会議に出席できる。
- (4) 区議会議員、区職員とその家族ではない。

4. 応募方法

- (1) 応募にあたっては、次の書類を提出していただきます。

* 、 は、いずれも様式は自由とします。

履歴書

「子どもの年齢」、「在籍されている学校」、「保育・幼児教育の状況」もご記載ください。

(記載例) 保育園 歳児クラス在籍、 歳保育利用なし、 歳 小学校 年在籍
作文(800文字程度)

題名を以下のうちから、1つお選びください。

- ・子どもがいきいきわくわく育つまちの実現に向けて地域でできること
- ・安心して子どもを生み・育て、子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会に向けて
- ・世田谷区の子ども・子育て環境における課題について

(2) 提出先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課計画担当 あてに郵送もしくは持参

(3) 提出期限

令和5年3月15日(水) 必着

5. 選考方法

世田谷区子ども・若者部に設置する選定審査会において、提出いただいた書類を審査し、決定します。

6. 選考結果

4月下旬から5月上旬を目途に、ご本人へ通知します。

7. 任期

委嘱の日(令和5年(2023年)5月予定)から2年間

8. その他

- (1) 委員の委嘱は、世田谷区長から行います。
- (2) 委員の方々には、規定に基づき報酬を支払います。(出席1回につき1万円)
- (3) この応募により世田谷区が得た個人情報、会議公募委員の選考の目的以外には使用いたしません。